

不足額給付の対象となる方

●不足額給付Ⅰ

令和6年分所得税額及び令和6年度分市民税・県民税所得割額から算出される定額減税控除不足額(定額減税しきれない額)が、令和6年度に受給した調整給付金額を上回る方

●不足額給付Ⅱ

次の(1)から(3)の条件全てに該当する方

- (1) 令和6年分所得税及び令和6年度分市民税・県民税所得割の定額減税前税額が0円
- (2) 税制度上「扶養親族」の対象外(青色事業専従者・事業専従者(白色)、合計所得金額48万円超の方)
- (3) 低所得世帯向け給付(※)対象世帯の世帯主・世帯員に該当していない

※ 令和5年度及び令和6年度に実施した市民税・県民税非課税及び均等割のみ課税世帯への給付(7万円又は10万円)を指します。ただし、令和5年度及び令和6年度に実施した3万円給付は除きます。

不足額給付Ⅰと不足額給付Ⅱの両方を受給することはできません。

給付額

●不足額給付Ⅰ

所得税	市民税・県民税 所得割
定額減税可能額 3万円×(本人+扶養親族数等)	定額減税可能額 1万円×(本人+扶養親族数等)
令和6年分 所得税額	令和6年度分 市民税・県民税 所得割
定額減税し きれない額 ①	定額減税し きれない額 ②
定額減税しきれない額の合計(①+②)=③ ③を1万円単位に切り上げ	
令和6年度に受給した 調整給付金額	不足額給付額

※1 扶養親族数等とは、扶養親族及び同一生計配偶者の合計です。なお、市民税・県民税所得割においては、同一生計配偶者ではなく、控除対象配偶者です。

※2 扶養親族数等には、**国外居住者は含まれません。**

令和6年分源泉徴収票に記載の控除外額(定額減税しきれなかった額)は、不足額給付額と一致しない場合があります。詳しくは裏面「よくある御質問」を御覧ください。

●不足額給付Ⅱ

4万円(定額)

※ただし、令和6年1月1日時点で国外居住者であった場合は**3万円**

給付額の例 納税者本人と扶養親族1人の場合

所得税	市民税・県民税 所得割
定額減税可能額 (3万円×2人=6万円)	定額減税可能額 (1万円×2人=2万円)
令和6年分 所得税額 (4,800円)	令和6年度分市民税・ 県民税所得割 (12,000円)
定額減税し きれない額 ① (55,200円)	定額減税し きれない額 ② (8,000円)
定額減税しきれない額の合計 (①55,200円+②8,000円=③63,200円) ③を1万円単位に切り上げ(70,000円)	
令和6年度に受給した 調整給付金額 (60,000円)	不足額給付額 (70,000円-60,000円 =10,000円)

不足額給付 1万円を給付

※世帯の構成や税額等によって給付額は異なります。

手続方法

送付された「申請書」の記載内容を御確認いただき、支給対象に該当すると思われる方は、電子又は郵送により申請してください。

●電子申請により手続きを行う方

送付された「申請書」の記載内容を御確認いただき、右の申請期限までに「申請書」に記載の二次元コードから電子申請を行ってください。

●郵送申請(「申請書」)により手続きを行う方

同封されている「申請書」の記載内容を御確認いただき、右の返送期限までに「申請書」に必要事項を記入し、必要書類を添付した上で、同封されている専用の返信用封筒で返送してください。

※ 申請から支給まで1~2か月程度かかる見込みです(不備のない場合に限り)。。

申請期限 令和7年10月31日(金)
午後11時59分まで

返送期限 令和7年10月31日(金)
午前9時まで(川崎港郵便局留必着)

詳しい制度や支給時期、お手続き等については、川崎市ホームページを御確認いただくか、川崎市調整給付コールセンター(0120-800-040)にお問い合わせください。

制度や支給
時期につい
てはこちら



お手続き等
については
こちら



不足額給付に関するよくある御質問

Q1 令和7年中に子どもが生まれ、扶養親族が増えました。不足額給付はどうなりますか。

A1 不足額給付Ⅰについては、令和5年中の扶養親族等の人数(令和6年度分市民税・県民税)及び令和6年中の扶養親族等の人数(令和6年分所得税)に基づき算定されるため、令和7年中に扶養親族等の人数が増えた場合は不足額給付に変更はありません。また、不足額給付Ⅱについては、扶養親族等の人数は関係ありません。

Q2 不足額給付Ⅰの申請書に記載のある所得税分控除不足額と源泉徴収票に記載のある控除外額に差異がありますが、なぜですか。

A2 不足額給付Ⅰの算定においては、源泉徴収票の記載事項ではなく、令和7年度分市民税・県民税の課税情報から算出した所得税分控除不足額を用いています。そのため、源泉徴収票に記載のある控除外額とは異なる場合があります。不足額給付(1万円単位に切り上げて給付します。)が増額となる場合は、差異が生じることが分かる書類を御用意の上、川崎市調整給付コールセンターにお問い合わせください。

注意事項

- 給付金が支給された後に、申請書の記載内容に誤りがある場合など支給要件に該当しないことが判明した場合には、給付金を返還していただく必要があります。
- 令和6年度の調整給付の受給を辞退された方等につきましても、受給意思の再確認のため、申請書を送付しています。(受給を辞退される場合は、電子申請及び申請書の御返送は必要ありません。)

! **代理受給を希望する場合(申請者本人以外の口座へ振込みを希望する場合)は必ず御確認ください**

代理受給の対象は、原則として次に該当する方に限られます

①法定代理人(親権者、未成年後見人、成年後見人、代理権付与の審判がなされた保佐人又は補助人)

②納税管理人(地方税法第300条第1項に定める者)

③住民票上同一世帯の親族(平素から申請者本人の身の回りの世話をしている者)

上記①～③の方の提出書類については「申請書」裏面㉗提出書類5及び6を御確認ください。

上記①～③以外の方(別居の親族や病院・施設関係者など)が代理受給を希望する場合は、申請者本人と代理人との関係及び申請者本人が受給できない理由を確認できる書類(「代理受給に係る申立書」)の提出が必要です。「申立書」については、川崎市調整給付コールセンターにお問い合わせください。

次の理由による代理受給はできません

■ 金融機関の口座が無いこと

■ 申請者本人と代理人との関係が知人や友人等であること など

※ 虚偽の申し立てにより給付金を不正に受給した場合は、刑法246条に規定する詐欺罪に問われる場合があります。

定額減税補足給付金等の

! 「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」などの特殊詐欺に御注意ください!

都道府県・市区町村や国(の職員)が以下を行うことは絶対にありません。

- ✗ 受給にあたり、手数料の振込みを求めること
- ✗ 現金自動預払機(ATM)の操作をお願いすること
- ✗ 電子メールを送り、URLをクリックして申請手続を求めること



自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)をかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの区役所(支所)や最寄りの警察署が警察相談専用電話(#9110)に御連絡ください。

不足額給付に関するお問合せ先

川崎市調整給付コールセンター

☎ 0120-800-040

(電話番号のおかけ間違いに御注意ください)



kawasaki@choseikyuhu.jp

〔受付時間〕

午前8時30分から午後5時15分まで
(土日・祝日を除く12月26日まで)